

四半期報告書

(第35期第3四半期)

自 平成26年10月1日

至 平成26年12月31日

株式会社ファンケル

(E01046)

第35期第3四半期（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成27年2月12日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ファンケル

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【役員の状況】	17
第4 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月12日

【四半期会計期間】 第35期第3四半期
(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 株式会社ファンケル

【英訳名】 FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 宮島 和美

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長 島田 和幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長 島田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第3四半期 連結累計期間	第35期 第3四半期 連結累計期間	第34期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	59,807	58,281	81,118
経常利益 (百万円)	2,018	2,191	4,262
四半期(当期)純利益 (百万円)	160	1,683	1,343
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	164	1,682	1,342
純資産額 (百万円)	70,942	72,489	72,154
総資産額 (百万円)	81,316	83,331	85,800
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	2.51	26.44	21.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	2.50	26.24	20.91
自己資本比率 (%)	86.6	86.3	83.5

回次	第34期 第3四半期 連結会計期間	第35期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	10.99	17.40

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当企業集団は、㈱ファンケル(当社)、子会社14社および関連会社2社で構成され、化粧品および栄養補助食品の製造販売を主な事業としております。営業活動は、通信販売(インターネット通信販売を含む)、直営店舗販売、卸販売の3形態を中心に展開しております。

当社は、平成26年4月1日をもって会社分割(簡易新設分割)による持株会社体制へ移行いたしました。当社の化粧品部門および健康食品部門を会社分割(簡易新設分割)し、新設会社としてそれぞれ「㈱ファンケル化粧品」、「㈱ファンケルヘルスサイエンス」を設立いたしました。また、「㈱ファンケル」は薬事法上の許認可企業として、「ファンケル」ブランドの製品の製造販売責任を負うとともに、当企業集団の事業遂行についての監督責任を上場会社として担います。なお、海外事業に関しては、重要な経営課題であるため、当面の間持株会社にて執り行うことといたします。

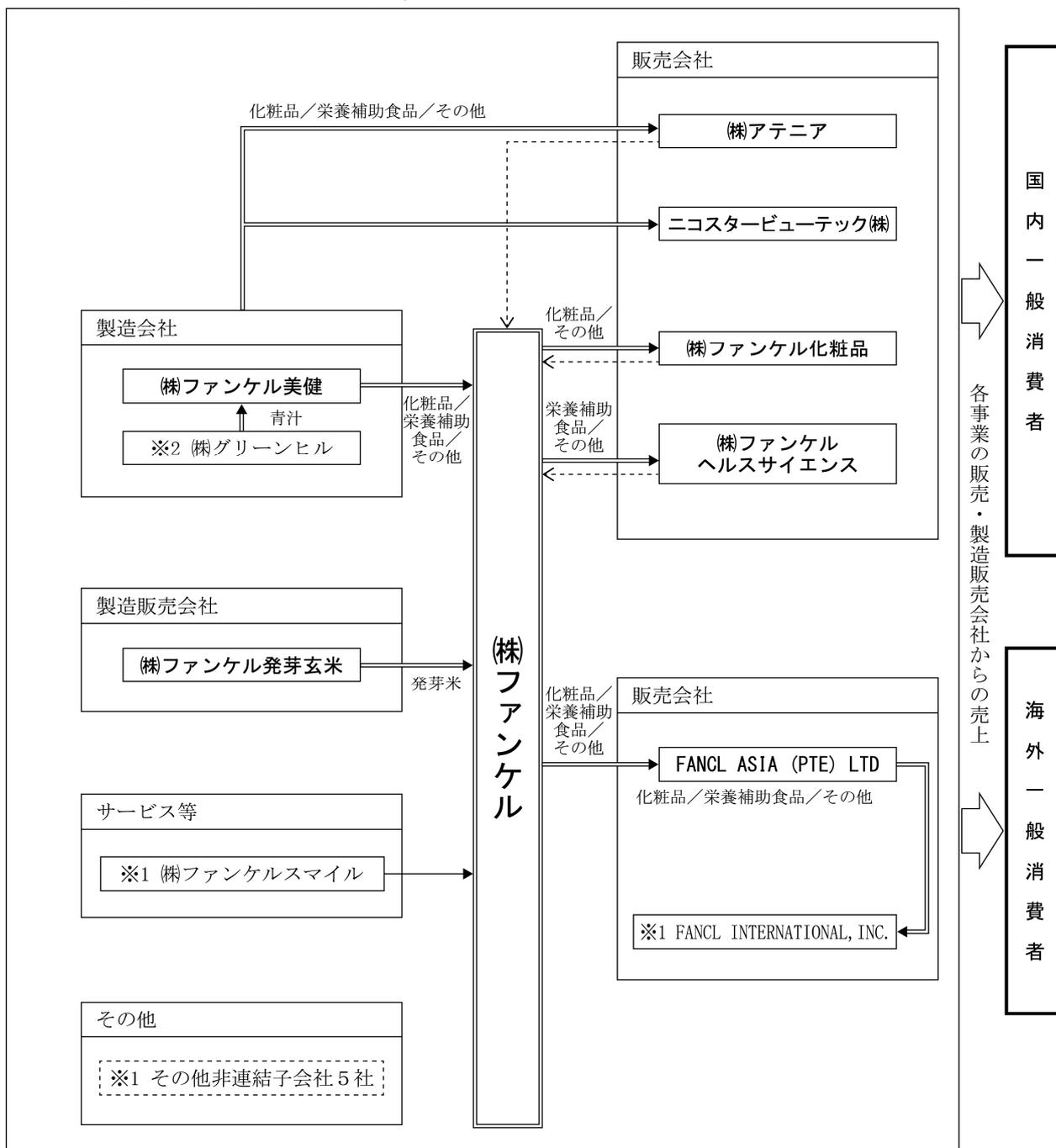
当社および当社の関係会社のセグメントと当企業集団の事業における位置付けの関連は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当企業集団の事業における位置付け
化粧品関連事業	無添加化粧品を中心としたファンケル化粧品の製造は㈱ファンケル美健(連結子会社)が行い、販売は㈱ファンケル化粧品(連結子会社)が行っております。 アテニア化粧品の製造は㈱ファンケル美健が行い、販売は㈱アテニア(連結子会社)が行っております。 ニコスタービューテック㈱(連結子会社)はOEM化粧品の販売を行っております。
栄養補助食品関連事業	栄養補助食品の製造は㈱ファンケル美健が行い、販売は㈱ファンケルヘルスサイエンス(連結子会社)および㈱アテニアが行っております。
その他	家庭用雑貨・肌着などの通信販売事業は当企業集団外から仕入れ、㈱ファンケル化粧品が販売しております。雑貨・装身具類などについては㈱ファンケル化粧品および㈱アテニアが当企業集団外からそれぞれ仕入れ、販売しております。発芽米の製造は㈱ファンケル発芽玄米(連結子会社)が行い、㈱ファンケル発芽玄米および㈱ファンケルヘルスサイエンスが販売しております。青汁は㈱グリーンヒル(持分法非適用関連会社)および当企業集団外に製造委託し、販売は㈱ファンケルヘルスサイエンスおよび㈱アテニアが行っております。

FANCL ASIA (PTE) LTD(連結子会社)は、FANCL INTERNATIONAL, INC. (非連結子会社)を通じて米国市場向けに販売しております。また、現地代理店を通じて香港・中国市場向けを中心とした卸販売を行っております。

㈱ファンケルスマイル(非連結子会社)は障害者雇用促進法に基づく特例子会社として、当企業集団から製品の包装業務などを受託しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 1 無印 連結子会社 ⇨ 製品・商品供給 ⇨ サービス供給
 ※1 非連結子会社
 ※2 持分法非適用関連会社 ⇨ 業務委託

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当企業集団が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費増税の影響がやや長引き、個人消費および住宅投資は前半大きく落ち込み、その後は天候不順なども重なり全般に弱い動きが続きました。先行きは雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しや企業収益の回復を背景とした設備投資の増加、さらに原油価格の下落効果も加わり、緩やかな回復に転じると期待されます。

当第3四半期連結累計期間の売上高は、消費増税に伴う反動があった中、化粧品関連事業が増収となったものの、栄養補助食品関連事業、その他が減収となり、全体では58,281百万円(前年同期比2.6%減)となりました。営業利益は、減収となったものの、売上総利益率が改善したことや、固定費の削減に努めたことなどにより、2,004百万円(前年同期比17.0%増)となりました。経常利益は2,191百万円(前年同期比8.6%増)、四半期純利益は1,683百万円(前年同期比947.8%増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 化粧品関連事業

売上高

化粧品関連事業の売上高は35,577百万円(前年同期比3.6%増)となりました。

	平成26年3月期 前第3四半期連結累計期間		平成27年3月期 当第3四半期連結累計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
ファンケル化粧品	27,765	80.8	29,357	82.5	5.7
アテニア化粧品	5,730	16.7	5,465	15.4	△4.6
その他	853	2.5	754	2.1	△11.6
合計	34,348	100.0	35,577	100.0	3.6

	平成26年3月期 前第3四半期連結累計期間		平成27年3月期 当第3四半期連結累計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	17,311	50.4	17,064	48.0	△1.4
店舗販売	11,814	34.4	12,527	35.2	6.0
卸販売他	1,318	3.8	2,361	6.6	79.1
海外	3,903	11.4	3,624	10.2	△7.2
合計	34,348	100.0	35,577	100.0	3.6

ファンケル化粧品は、「マイルドクレンジングオイル」、「洗顔パウダー」のドラッグストアへの卸販売や大手小売チェーン向けのプライベートブランド製品の出荷の開始、メイク製品や美容液のリニューアルなどにより、29,357百万円(前年同期比5.7%増)となりました。

アテニア化粧品は、5,465百万円(前年同期比4.6%減)となりましたが、当第3四半期連結会計期間(10～12月)は最高級クリーム「インナーエフェクター」のリニューアルや各種キャンペーンなどにより、増収となりました。

販売チャネル別では、通信販売は17,064百万円(前年同期比1.4%減)、店舗販売は12,527百万円(前年同期比6.0%増)、卸販売他は2,361百万円(前年同期比79.1%増)、海外は3,624百万円(前年同期比7.2%減)となりました。

営業損益

損益面では、マーケティング費用を増加させたものの、増収となったことなどにより、営業利益は3,511百万円(前年同期比23.5%増)となりました。

② 栄養補助食品関連事業

売上高

栄養補助食品関連事業の売上高は17,432百万円(前年同期比8.9%減)となりました。

	平成26年3月期 前第3四半期連結累計期間		平成27年3月期 当第3四半期連結累計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	7,684	40.1	7,033	40.4	△8.5
店舗販売	4,556	23.8	4,254	24.4	△6.6
卸販売他	5,138	26.9	5,129	29.4	△0.2
海外	1,762	9.2	1,015	5.8	△42.4
合計	19,142	100.0	17,432	100.0	△8.9

製品面では、平成26年6月20日に新発売したダイエットサプリメント「大人のカロリミット」などが好調だったものの、その他の製品が振るわず減収となりました。

販売チャネル別では、通信販売は7,033百万円(前年同期比8.5%減)、店舗販売は4,254百万円(前年同期比6.6%減)、卸販売他は5,129百万円(前年同期比0.2%減)、海外は1,015百万円(前年同期比42.4%減)となりました。

営業損益

損益面では、高採算の製品の売上増や国内売上比率の上昇などにより売上総利益率が改善したものの、減収となったことにより、285百万円の営業損失(前年同期は380百万円の営業利益)となりました。

③ その他

売上高

その他の売上高は5,271百万円(前年同期比16.5%減)となりました。

	平成26年3月期 前第3四半期連結累計期間	平成27年3月期 当第3四半期連結累計期間	伸び率 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
発芽米事業	2,129	1,808	△15.1
青汁事業	2,411	2,060	△14.6
その他の事業	1,775	1,403	△20.9
合計	6,317	5,271	△16.5

発芽米事業は、1,808百万円(前年同期比15.1%減)となりました。

青汁事業は、2,060百万円(前年同期比14.6%減)となりました。

その他の事業は、エステ事業を営む連結子会社の㈱ノイエスの株式を当企業集団外へ譲渡したことなどにより、1,403百万円(前年同期比20.9%減)となりました。

営業損益

損益面では、減収となったものの、原料玄米の価格下落による発芽米事業の収益性の改善などにより、営業利益は173百万円(前年同期は50百万円の営業損失)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ 経営理念及び経営の基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

こうした理念の下、常識にとらわれない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。当社は「<美>と<健康>をテーマに『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針としており、これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組むことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

ロ 企業価値の源泉

当社は、長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、販売チャネルおよび取扱製品の拡充の他、お客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示の実施、留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度の導入など、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、お客様が期待している以上の新しい価値を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、ひいては企業価値の向上に繋がるものと考えております。

ハ 中期経営計画に基づく取組み及び経営者の問題認識と今後の方針

当企業集団は、創業以来「『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針とし、無添加化粧品、栄養補助食品、発芽米、青汁事業などを展開してまいりました。しかしながら、「世の中の『不』の解消」を目指し、「お客様に喜んでいただくことをすべての基準とする」という経営理念が希薄化しつつあります。市場環境の急速な変化や競争激化の波に打ち勝ち、事業の再成長とグローバル企業への躍進を遂げるためには、今一度当社の原点である「お客様視点」の徹底を強力に推し進め、世界中のお客様との強固な絆を築き上げることが最重要テーマであると認識しております。

こうした状況の下、平成25年1月に、創業者の池森賢二が経営執行に直接関与できる経営体制といたしました。復帰以降、不採算店舗の閉鎖や台湾・シンガポールの小売事業撤退など、不採算事業の解消を行ったほか、化粧品アイテムの識別性の改善などによるお客様視点の徹底、店舗スタッフの専門教育強化や次世代経営層育成などを目的とした「ファンケル大学」の開校、グローバル展開に向けた情報発信・情報収集基地としての旗艦店「ファンケル 銀座スクエア」をリニューアルするなど、着実に経営基盤の強化を図っております。

また、事業採算性を重視した事業展開と経営のスピードアップ化を図り、新規事業を積極的に生み出していく体制を実現させるため、平成26年4月1日付で、当社の化粧品部門および健康食品部門をそれぞれ会社分割（簡易新設分割）し、(株)ファンケル化粧品および(株)ファンケルヘルスサイエンスを設立、新たに持株会社体制へ移行いたしました。

当企業集団は、平成26年3月期より、新経営体制における中期戦略(平成26年3月期～平成28年3月期)をスタートいたしました。中期戦略の基本方針に基づき、事業基盤の強化と、採算性重視の経営に取り組んでまいります。

(基本方針)

『直販部門を持つ研究開発型のメーカーとしての強みを発揮する』

「事業基盤の強化」を図るとともに、「採算性重視の経営」を徹底します。

A 事業基盤の強化

- ・中高年層のお客様を軸とした製品展開を強化し、中核製品への育成を図ります。
- ・研究開発力をさらに強化し、新しい市場とサービスの開拓を目指します。

B 採算性重視の経営

- ・3年間で主力製品の原価率5%低減を目指します。
- ・採算性、生産性の指標を重視し、徹底したコスト削減を図ります。

(事業戦略)

A ビューティ事業戦略

ファンケルの無添加化粧品は、肌に不要なものを一切入れない「無添加」であり、敏感肌の方もお使いいただける化粧品であります。さらに肌ダメージの原因となる「肌ストレス」を除去し、美容成分を効果的に肌に届けることができる化粧品として進化してまいりました。無添加研究で得られた知見をもとに提唱する「無添加アンチストレスケア」というファンケル化粧品の独自価値を軸に、さらなる無添加化粧品市場の拡大のため、新しいお客様の獲得とブランドロイヤルティの向上を目指します。

(製品戦略)

- ・主力製品のリニューアルや製品ラインアップの強化を図るとともに、アンチエイジング研究を強化し、高齢化社会へ対応した新ラインの開発を目指します。
- ・世界に先駆けて開発した「角層マーカー診断」など、最先端の無添加技術を結集した高機能プレステージブランド(=パーソナルスキンケア)の開発を行い、高価格帯マーケットへの参入を図ります。
- ・これまでに蓄積した無添加技術を応用し、卸先のお取引様の様々なニーズに対応した卸販売向け製品の開発を図ります。

(販売戦略)

- ・直販チャンネルに加え、卸販売チャンネルでの展開を強化することにより、新たなお客様との接点の拡大を図ります。
- ・高い専門性とカウンセリング力を持つスタッフの配置と新たなカウンセリングツールの導入により、お客様の満足度およびブランドロイヤルティの向上を図ります。

(アテニア)

- ・新たなブランドステートメント「おしみなく、うつくしく。」を制定しました。お客様に最高のものをおしみなく使っていただきたいという企業理念を守り、40代のお客様をメインターゲットに据え、「おしみなく、うつくしく。」なれる製品とサービスをご提供します。ブランドコンセプトを「Innovation(革新)・Honesty(誠実)・Elegance(エレガンス)」と再定義し、化粧品ラインアップの整理や最高峰エイジングケアラインの開発を行うほか、販売システムの再構築などを通じて事業強化を図ります。

B ヘルス事業戦略

お客様一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを科学的にサポートし、「Good Aging(=心身ともにより良い状態が続くこと)の実現」を目指します。

(製品戦略)

- ・中高年層をターゲットとした生活習慣病予防に特化し、医療機関との連携によりエビデンス(科学的根拠)に基づいた製品開発を推進します。
- ・「体内効率」と「体内持続時間」に着目し、当社の強みである研究開発力を活かした独自性の高い製品を開発します。
- ・腰痛対策サプリメント「コシラックス」などを、新たなスター製品に育成します。また、類似した悩みに対して複数ある製品の統廃合を行い、選びやすいラインアップを確立します。
- ・将来の健康食品の在り様を見据え、普段の食生活で摂取可能な機能性の高いサプリメント機能を持った食品の開発により、新たな市場を創造します。

(販売戦略)

- ・卸販売向け製品の発売や取引先を開拓することで、卸販売チャネルを強化します。
- ・ファンケルの技術力や企業姿勢を伝える広告を行い、ファンケルヘルスサイエンスの認知と浸透を図ります。
- ・生活習慣病予防に特化した製品を、血液・遺伝子情報・食事や運動などお客様の健康情報に基づいて、医師や健康カウンセラーがご提案する新しいビジネスモデルを構築し、お客様の獲得を目指します。
- ・これまで一部製品を対象としていた定期お届けサービスをサプリメント全製品に拡大し、お客様の継続性を高めます。

(販売チャネル戦略)

A 店舗戦略

- ・直営店舗は、ショールームとして位置付けるとともに、お客様のニーズに専門的に応えできるよう、化粧品と健康食品それぞれの専門店として、今後3年を目途に統廃合も含めリニューアルおよび業態転換を図ります。

B インターネット戦略

- ・お客様の購買手段におけるインターネット利用率の増加や、デバイスの変化、インターネット技術の進歩をふまえ、さらなるユーザビリティの向上とパーソナルアプローチの強化を図り、利便性とロイヤルティの向上を図ります。

C 海外戦略

(アジア)

- ・事業の根本的な見直しを図り、平成26年3月に台湾・シンガポールの小売事業から撤退いたしました。今後の台湾およびシンガポールについては、卸ビジネスとして展開する予定です。

(北米)

- ・アメリカを中心に展開しているボタニカルスキンケアブランド「boscia(ボウシャ)」の取扱い店舗数の拡大とともに、ファンケルブランドの再強化を検討し、市場戦略を推進します。

(経営基盤強化)

A 事業基盤

- ・研究開発力の強化および開発スピードの向上を図るため、第二研究所を設立するとともに、研究員を増員し、さらなる研究体制の強化を図ります。

B 原価低減

- ・製品の企画から製造までの開発プロセスや原材料調達を見直すとともに、製品の高付加価値化などにより、3年間で主力製品の原価率5%低減を目指します。

C 人材育成

- ・平成25年3月に設立した「ファンケル大学」を活用し、店舗スタッフと電話窓口スタッフの専門教育を強化することで、お客様満足度の向上および信頼関係の構築に取り組みます。また、経営理念を会得し、常にお客様視点に基づいた行動、新しいことに果敢にチャレンジするベンチャー精神、社会への貢献などのファンケルらしさを醸成することを目的とした「理念教育」や、「幹部候補育成プログラム」などを行う「池森経営塾」を継続的に実施し、従業員教育および次世代の経営層の育成強化に取り組みます。
- ・さらに女性登用を積極的に行い、平成28年3月期には女性管理職比率40%(平成25年3月期31%)を目指します。

(環境配慮)

当企業集団は、「置き場所指定お届け」サービスによる配送回数の減便、化粧品の外箱裏面への能書印刷による別刷り能書の削減、エコパック容器の開発など、環境対策に積極的に取り組んでまいりました。

さらに環境事業計画「ファンケル E C Oプラン」を策定し、各事業所の環境目標を掲げ環境対策に取り組んでまいりました。太陽光発電システムの導入、液化天然ガスの導入、工場照明のLED化、風力発電事業への協賛など、環境投資を継続して行っております。また平成20年にスタートした従業員が家庭でCO2削減を行う「家庭でエコ・プログラム」も確実に成果をあげております。これらの活動が評価され、平成25年12月に「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」を受賞いたしました。

今後も企業活動のあらゆる面において、環境保全に貢献してまいります。

ニ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち2名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べているほか、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

また、経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で平成11年6月より執行役員制度を導入しております。平成16年6月には社長、専務、常務などの役付取締役を廃止し、執行役員にその役位名称を付すことといたしました。さらに、平成17年6月には、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。

取締役会は、取締役14名(うち社外取締役1名)で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社および子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

なお、当企業集団は、迅速な意思決定と事業実行、事業ごとの専門性・自立性をより高めるため、平成26年4月1日をもって、当社の化粧品部門および健康食品部門を会社分割(簡易新設分割)し、持株会社体制へ移行いたしました。持株会社がグループ全体最適の視点で方針を示し、迅速に意思決定を行うことにより、グループガバナンス体制を一層強化しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会決議および平成25年6月15日開催の第33期定時株主総会において継続の承認をいただき、「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。

本プランは、以下AないしCのいずれか、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

- A. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- B. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- C. 上記A又はBに掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本Cにおいて同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。)

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等および一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等および一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

なお、本プランの具体的内容(前記①ないし③の具体的内容を含みます)は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご参照願います。

(<http://www.fancl.jp/news/pdf/2013.05.14baisyuboueisakukezoku.pdf>)

④ 前記③の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えております。

さらに、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成されており、かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記③の取組みは前記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでない判断しております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発関連費用の総額は1,706百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間において、新たに経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。また、経営戦略の現状と見通しにつきましても、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産は、前連結会計年度末に比べて2,468百万円減少し、83,331百万円となりました。この要因は、流動資産の減少1,022百万円および固定資産の減少1,446百万円であります。流動資産の減少の主な要因は、現金及び預金の減少1,861百万円および受取手形及び売掛金の減少1,320百万円と、有価証券の増加2,001百万円であります。固定資産の減少の主な要因は、無形固定資産の減少399百万円および投資有価証券の減少などによる投資その他の資産の減少1,197百万円であります。

負債は、前連結会計年度末に比べて2,804百万円減少し、10,841百万円となりました。この要因は、流動負債の減少2,280百万円および固定負債の減少524百万円であります。流動負債の減少の主な要因は、支払手形及び買掛金の減少332百万円および預り金の減少などによる流動負債「その他」の減少1,729百万円であります。固定負債の減少の主な要因は、退職給付に係る負債の減少461百万円であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて335百万円増加し、72,489百万円となりました。この主な要因は、四半期純利益計上による利益剰余金の増加1,683百万円、退職給付に係る会計方針の変更に伴う利益剰余金の増加296百万円および新株予約権の行使に伴う自己株式の処分などによる自己株式の減少463百万円と、配当金の支払いによる利益剰余金の減少2,162百万円であります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末から2.8ポイント上昇し、86.3%となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	233,838,000
計	233,838,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,176,600	65,176,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	65,176,600	65,176,600	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成27年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年10月30日
新株予約権の数(個)	784 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,400(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成26年12月2日～平成56年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,334 資本組入額 667
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、子会社の取締役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストックオプション(同一の会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けたものに限る。)の全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	—	65,176,600	—	10,795	—	11,706

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,552,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,309,900	633,099	—
単元未満株式	普通株式 314,200	—	—
発行済株式総数	65,176,600	—	—
総株主の議決権	—	633,099	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株(議決権26個)および60株、失念株式が100株(議決権1個)および20株含まれております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式77株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ファンケル	横浜市中区 山下町89番地1	1,552,500	—	1,552,500	2.38
計	—	1,552,500	—	1,552,500	2.38

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。
なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,374	18,512
受取手形及び売掛金	10,410	9,089
有価証券	12,003	14,004
商品及び製品	2,283	3,019
仕掛品	31	12
原材料及び貯蔵品	2,652	2,966
その他	3,278	2,397
貸倒引当金	△58	△49
流動資産合計	50,975	49,953
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	21,997	21,810
減価償却累計額及び減損損失累計額	△13,696	△13,878
建物及び構築物（純額）	8,301	7,931
機械装置及び運搬具	6,693	6,850
減価償却累計額及び減損損失累計額	△5,678	△5,863
機械装置及び運搬具（純額）	1,014	986
工具、器具及び備品	7,410	6,996
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,342	△5,927
工具、器具及び備品（純額）	1,067	1,069
土地	※3 10,177	※3 10,177
リース資産	319	371
減価償却累計額及び減損損失累計額	△137	△206
リース資産（純額）	181	164
その他	62	624
有形固定資産合計	20,804	20,955
無形固定資産		
その他	3,420	3,020
無形固定資産合計	3,420	3,020
投資その他の資産		
投資有価証券	7,241	6,131
その他	※2 3,358	※2 3,270
投資その他の資産合計	10,599	9,402
固定資産合計	34,824	33,378
資産合計	85,800	83,331

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,258	1,926
未払法人税等	274	808
賞与引当金	1,051	500
ポイント引当金	1,406	1,412
事業撤退損失引当金	212	1
資産除去債務	2	7
その他	6,174	4,444
流動負債合計	11,381	9,101
固定負債		
役員退職慰労引当金	76	83
退職給付に係る負債	1,579	1,117
資産除去債務	453	413
その他	155	124
固定負債合計	2,265	1,740
負債合計	13,646	10,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,795	10,795
資本剰余金	11,706	11,706
利益剰余金	51,043	50,849
自己株式	△1,917	△1,454
株主資本合計	71,626	71,897
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5	11
退職給付に係る調整累計額	14	7
その他の包括利益累計額合計	19	18
新株予約権	508	574
純資産合計	72,154	72,489
負債純資産合計	85,800	83,331

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	59,807	58,281
売上原価	18,881	17,438
売上総利益	40,926	40,843
販売費及び一般管理費	39,213	38,838
営業利益	1,713	2,004
営業外収益		
受取利息	54	6
受取配当金	10	10
為替差益	122	45
保険返戻金	1	-
雑収入	159	155
営業外収益合計	348	217
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	4	-
雑損失	39	30
営業外費用合計	43	30
経常利益	2,018	2,191
特別利益		
固定資産売却益	0	-
新株予約権戻入益	0	4
事業撤退損失引当金戻入額	-	114
その他	-	0
特別利益合計	1	118
特別損失		
固定資産売却損	14	-
固定資産除却損	151	18
減損損失	12	14
店舗閉鎖損失	118	41
訴訟関連損失	223	-
関係会社株式売却損	136	-
事業撤退損	※ 891	-
その他	4	7
特別損失合計	1,552	82
税金等調整前四半期純利益	466	2,228
法人税、住民税及び事業税	218	743
法人税等調整額	87	△198
法人税等合計	306	545
少数株主損益調整前四半期純利益	160	1,683
四半期純利益	160	1,683

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	160	1,683
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	5
退職給付に係る調整額	-	△6
その他の包括利益合計	4	△0
四半期包括利益	164	1,682
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	164	1,682
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
(連結の範囲の重要な変更) 第1四半期連結会計期間より、当社を会社分割(簡易新設分割)し、新設した(株)ファンケル化粧品および(株)ファンケルヘルスサイエンスを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が460百万円減少し、利益剰余金が296百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

前連結会計年度(平成26年3月31日)

流山工業団地協同組合の(株)商工組合中央金庫からの借入金1,520百万円について、同組合の他の組合員企業13社とともに連帯保証しております。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

流山工業団地協同組合の(株)商工組合中央金庫からの借入金1,513百万円について、同組合の他の組合員企業14社とともに連帯保証しております。

※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
投資その他の資産「その他」	441百万円	24百万円

※3 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は次のとおりであり、四半期連結貸借対照表計上額および連結貸借対照表計上額はこの額を控除しております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
土地	173百万円	173百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 事業撤退損

前第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日)

第2四半期連結累計期間において、台湾およびシンガポールの小売事業からの撤退ならびに台湾現地法人の解散を決定したことに伴う損失額であり、内訳は次のとおりであります。

(シンガポール関係)

減損損失	71百万円
事業撤退損失引当金繰入額	
店舗閉鎖に伴う違約金等	178百万円
その他	66百万円

(台湾関係)

関係会社株式評価損	203百万円
貸倒引当金繰入額	371百万円
合計	891百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	2,213百万円	2,161百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月13日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成25年3月31日	平成25年6月17日	利益剰余金
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	1,080	17	平成25年9月30日	平成25年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	1,080	17	平成26年3月31日	平成26年6月23日	利益剰余金
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	1,081	17	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	化粧品 関連事業	栄養 補助食品 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	34,348	19,142	53,490	6,317	59,807	—	59,807
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	34,348	19,142	53,490	6,317	59,807	—	59,807
セグメント利益又は損失(△)	2,843	380	3,224	△50	3,174	△1,461	1,713

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、雑貨・装身具類・肌着類の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△1,461百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれており、その主なものは、報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	化粧品 関連事業	栄養 補助食品 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	35,577	17,432	53,009	5,271	58,281	—	58,281
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	35,577	17,432	53,009	5,271	58,281	—	58,281
セグメント利益又は損失(△)	3,511	△285	3,226	173	3,400	△1,395	2,004

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、雑貨・装身具類・肌着類の通信販売、発芽米事業、青汁事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△1,395百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれており、その主なものは、報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務および勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務および勤務費用の計算方法を同様に變更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2円51銭	26円44銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	160	1,683
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	160	1,683
普通株式の期中平均株式数(株)	64,000,608	63,651,594
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円50銭	26円24銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	346,017	505,577
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第35期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当について、平成26年10月30日開催の取締役会において、平成26年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,081百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 17円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成26年12月5日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

株式会社ファンケル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【会社名】	株式会社ファンケル
【英訳名】	FANCL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 宮島 和美
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	横浜市中区山下町89番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員の宮島和美は、当社の第35期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。